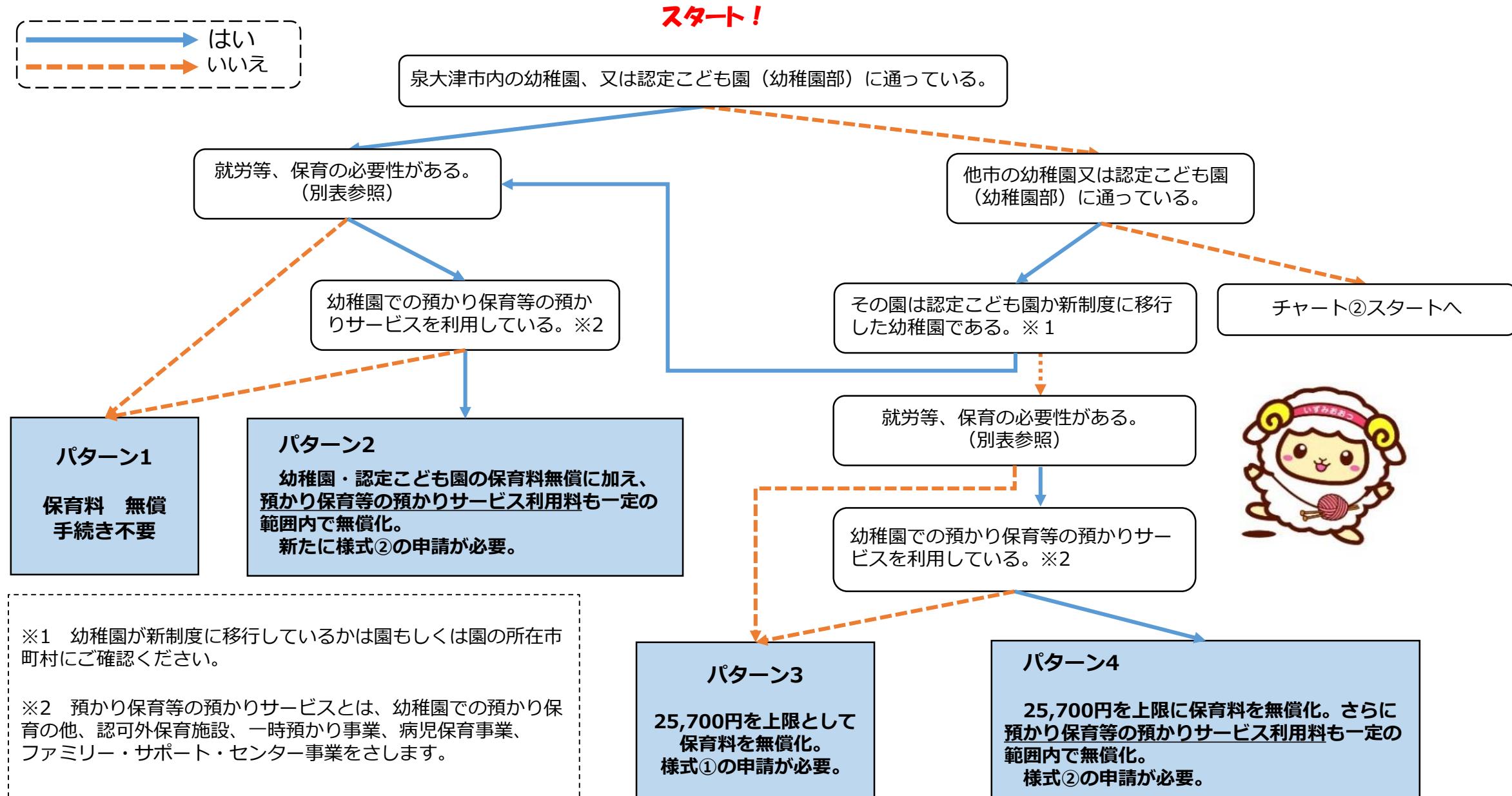


幼児教育無償化チャート①（幼稚園利用者）

ご利用の施設やサービスによって、補助やお手続きの内容が違いますので、チャートに沿ってご確認ください。



幼児教育無償化チャート②（幼稚園以外の施設利用者）

はい
いいえ

スタート！

泉大津市役所に申請を行い保育所（認可外でない）・認定こども園（保育園部）に通っている。

～ 令和元年度 対象児童 ～
・平成28年3月31日以前にご出生のお子様
・平成28年4月1日以降にご出生のお子様で、
住民税非課税世帯のお子様



パターン1
保育料 無償
手続き不要

企業主導型保育施設を
利用している。※1

認可外保育施設等を利用し
ている。※2

無償化相当の補助

補助額や、必要なお手続きは施設へお
問い合わせください。
(市役所でのお手続きは不要)

就労等、保育の必要性がある。
(別表参照)

パターン5

37,000円を上限として保育料を無償化。
様式②の申請が必要。

無償化対象外

※1 ご利用の施設が、企業主導型保育施設かどうかは、イ
ンターネット「認可外保育施設を利用されるみなさんへ-岸
和田市公式ウェブサイト」にてご確認いただくか、こども
育成課にお問い合わせください。

※2 認可外保育施設等とは認可外保育施設、一時預かり事
業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
をさします。複数の施設・サービスをご利用の方はご相談
ください。